

所管部課	行政管理部課税課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	<ul style="list-style-type: none"> 東大和市税に係る申告等における情報通信技術の利用に関する規則 東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例 			
	部課機関	納税課			
<p>1. 要 旨</p> <p>市税等の還付金について、還付請求書の提出をオンライン化するため、規則の一部改正を行う。なお、この改正は、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的とした「東大和市デジタル技術を活用した行政の事務等の推進に関する条例」に関連し実施するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 市税等の過誤納金の還付請求について、オンラインによる手続きが可能となる規定を加える。</p> <p>(2) 施行日：令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果：市民サービスの向上が図られる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					